

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

パソコン購入で減税を

Q: 中小企業を対象とした投資減税が行われるそうですが、具体的な内容を教えてください。

A: 平成10年6月1日からの1年間を適用期限とする「中小企業投資促進税制」が創設されます。

【解説】

政府が4月に発表した「総合経済対策」には、特別減税の追加や、投資減税、住宅減税が盛り込まれていました。

投資減税の主な内容は、民間投資促進のための1年間の臨時時限措置として、「中小企業投資促進税制」の創設と、特定電気通信設備の特別償却制度について、地方の放送事業者が取得する一定の放送番組制作設備を追加し20%の特別償却を認めるというものです。

「中小企業投資促進税制」は、中小企業等が取得等する一定の機械装置、器具備品、大型貨物自動車及び内航船舶について、7%の税額控除又は30%の特別償却の選択適用を認めるというもので、リース資産の場合も税額控除が適用できます。

対象となるのは、機械装置の場合1設備230万円以上（リースは300万円以上）、器具備品は1設備または同一種類の複数設備の合計が100万円以上（リースは140万円以上）とされています。

対象となる器具備品には電子計算機が含まれていますので、パソコンを複数台購入して100万円以上となればこの制度が利用できます。

